

平成28年鳥取県中部地震に係る被災代替家屋特例申告書

見本

年 月 日

倉吉市長（宛）

（申告者） （フリガナ）
氏名又は名称

クラヨシ タロウ
倉吉 太郎

印

住所又は所在地

〒 682-8611
倉吉市 葵町722

電話 ●●●● - ●● - ●●●●

個人番号又は法人番号
（右詰で記載）

●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

平成28年鳥取県中部地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得し、又は当該損壊した家屋を改築したので、地方税法第352条の3の規定に基づく減額について、下記のとおり申告します。

記

納税義務者	氏名 (名称)	倉吉 太郎		
	住(居)所 (所在地)	〒 682-8611 倉吉市 葵町722		
代替家屋	所在地	倉吉市 葵町722		
	家屋番号	722	床面積	120 m ²
	共有持分		種類(用途)	住宅
	取得・改築年月日	平成29年4月2日	構造	木造
	取得・改築の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他()		
北栄町への申告		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(年 月 日申告)		

被災家屋	所有者の氏名(名称)	倉吉 太郎			
	所有者の住(居)所又は所在地	倉吉市 葵町722			
	所在地	鳥取県 倉吉市	葵町722		
	種類(用途)	住宅	床面積	120 m ²	共有持分
	損害割合	<input type="checkbox"/> 全壊 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊	40 %		
	処分方法	<input checked="" type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他() 平成29年1月2日処分			

- この申告書は、1棟（区分所有家屋の場合はそれぞれの住戸）ごとに作成してください。
- 特例の適用要件、申告時の添付書類については、裏面に記載しています。
- 「代替家屋」とは、平成28年鳥取県中部地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。
- 「被災家屋」とは、平成28年鳥取県中部地震により滅失し、又は損壊した家屋をいう。

特例の適用要件

平成28年鳥取県中部地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋に係る固定資産税の特例の適用要件は、次のとおりです。

1 適用対象者

- (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有名義の場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときはその相続人等
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

※ 被災家屋の所有者とは、平成28年10月21日現在の所有者をいう。（震災時点で家屋を所有しておらず、震災後に新たに取得した場合は対象となりません。）

2 代替（適用対象）家屋の要件

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋
※ 原則として種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

3 被災家屋要件

- (1) 平成28年鳥取県中部地震により滅失し、又は損壊した家屋
※ 原則として災証明書の判定が「半壊」以上であること。（又は、平成28年度分の固定資産税において、減免が適用される程度（損害割合20%以上）の被害を受けていること。）
- (2) 取り壊し又は売却等の処分がなされていること

4 取得期限

2016年10月21日から2021年3月31日までの間に取得又は改築した家屋

5 対象範囲

被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1減額します。

6 申告書の提出先

倉吉市役所税務課に提出してください。

添付書類

- 1 被災家屋が平成28年鳥取県中部地震により滅失又は損壊した旨を証する書面
⇒ 災証明書（写）、減免決定通知書（写）等

- 2 被災家屋の処分を確認できる書面
⇒ 解体契約書（写）、売買契約書（写）、解体完了通知書（写）等

- 3 【被災家屋が北栄町の場合】被災家屋が所在したことを証する書面
⇒ 北栄町が発行する平成28年度固定資産税名寄帳（写）、課税台帳記載事項証明書（写）等

4 その他

- (1) 平成28年1月2日から平成28年10月21日までの間に取得し、被災した家屋については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書面
⇒ 不動産登記簿謄本（写）、建築請負契約書（写）、売買契約書（写）等
- (2) 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であることを証する書面
 - ・ 相続人 ⇒ 戸籍謄本（写）
 - ・ 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
⇒ 戸籍謄本（写）と住民票（写）
 - ・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等
⇒ 法人の登記簿謄本（写）

※ 必要に応じて上記以外の書面を提出していただく場合があります。

※ 被災家屋が北栄町に所在した場合は、必要に応じて北栄町に課税内容等について問合せをする場合があります。